

行政事業レビュー公開プロセス(6月21日)

(事業名)健康保険組合給付費等臨時補助金

コメント結果	事業全体の抜本的改善3 事業内容の改善1 現状どおり2
--------	-----------------------------------

3 人	事業全体の抜本的改善
1 人	事業内容の改善
2 人	現状どおり

<とりまとめコメントの概要>

早期の健全化を促すための財政支援の手法の検討・検証に加え、制度的な支援の実施を念頭に更なる見直しを行い、概算要求へ適切に反映させることが必要。

<外部有識者のコメント>

- ・見直し案の方向性は納得できるが、具体的な組合への関わり方が明確にならない。「個別事情」という中味に関わってくると思われるが、ケースバイケースの対応で良いのか。ある程度の基準(財政状況だけではない)を明確にする必要はないのか。
- ・そうした経済事情だけではない基準を設けることで、予算の削減につながるとは考えられないのか。検討していただくことも必要かと考える。
- ・補助額が一定限度枠の中で、交付先の精査が必要。また、経常的に交付している組合への措置、対策も必要だと考える。
- ・早期健全化を促す(イエローカードを出す)基準が別途あっても良いだろう(地方財政健全化法に類似)。
- ・公費を抑える観点からは「組合財政支援交付金」の拡充を考えることも一案(1,400組合中10組合だけに制度を維持する根拠はある意味不明)。
- ・補助金を(利子ゼロで)貸付金として組合の現金流動性を確保しても良いのでは。
- ・早期健全化計画の支援に軸を移してはどうか。
- ・近年の数値を見ると効果が現れているように見思われるが、それがこの補助金や指導が理由と特定するには、個別的なケーススタディが必要である。その上で有効とすれば、この仕組みを継続する合理性はある。同時に、こうした経営難を未然に防ぐために指定健保以外に対してもガバナンスを強化する指導方法を検討すべき。
- ・解散前の合併、統合ならびに解散後の再編による再結成を促進する取り組みも検討したい。
- ・前2カ年の経常収支が赤字、財源率が95%超、法定準備金が6ヶ月未満で前2カ年が悪化しているなど、指定の基準を拡大すべき。
- ・指定の基準を拡大すると、一指定組合あたりの交付額は小さくなるが、改善計画を作ることの方に大きな意味がある。
- ・計画の内容と交付額もリンク付けすべきだと考える。